

# 建築許可申請手続きのご案内

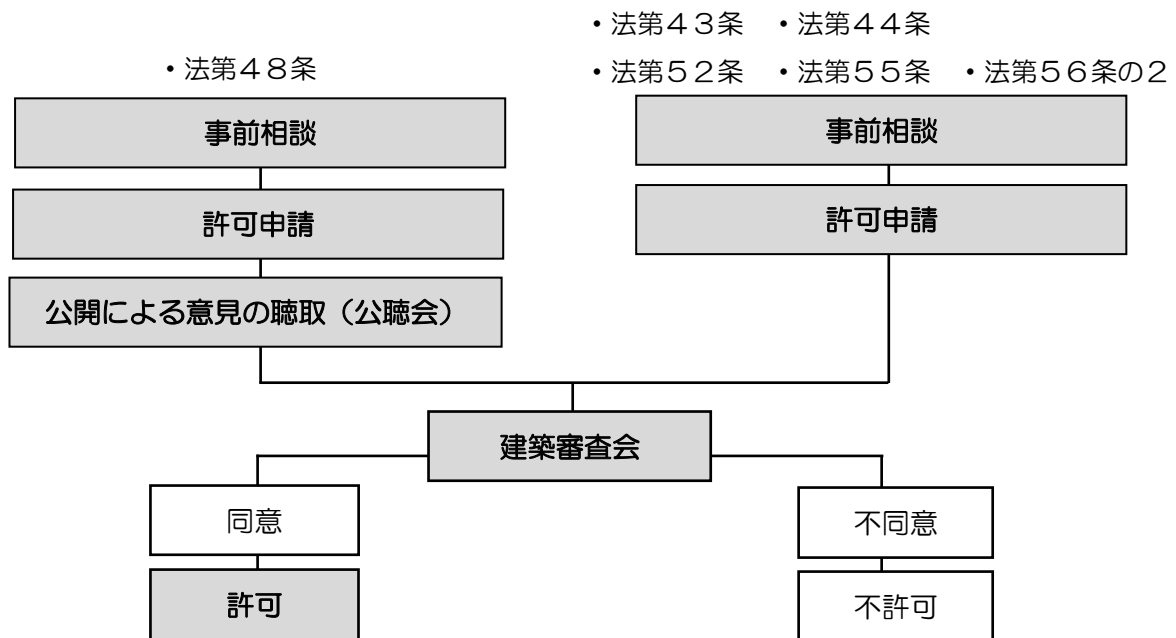
## 1 はじめに

許可とは、建築基準法（以下、「法」といいます。）及び藤沢市建築基準等に関する条例の規定により、原則的に禁止されている事項について、一定の要件を満たした場合に例外的にその禁止事項を解除するものです。

したがって許可はあくまでも特例であり、その近隣の住民に対する影響も大きく、利害が相反することが多いものもあることから、その公正を期するため、第三者機関である建築審査会の同意を得る必要があります。

## 2 許可の流れ

許可の流れは次のとおりです。

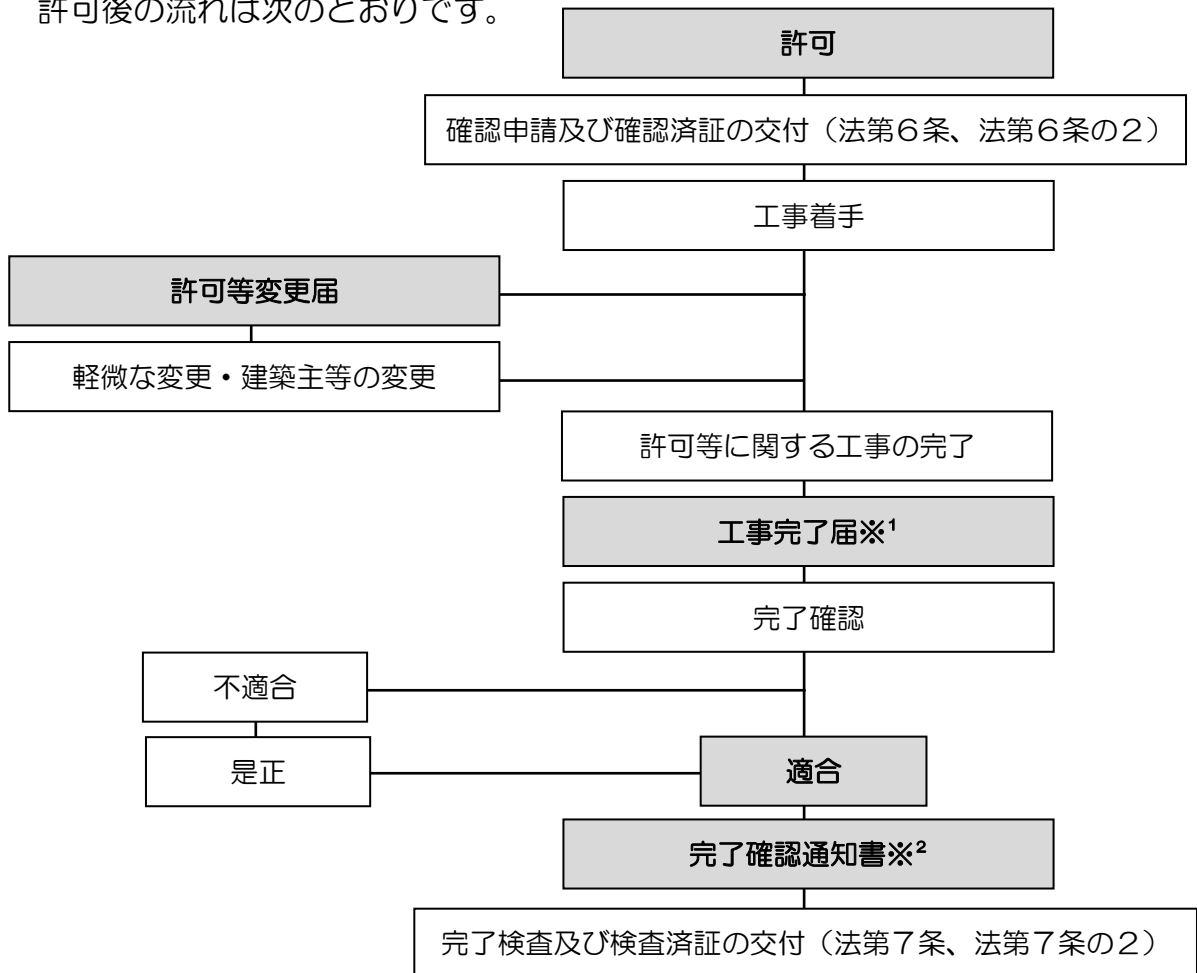


(注意)

- 許可通知書を交付後に建築確認申請を行い、法第6条、法第6条の2の規定に基づく確認済証交付後に着工してください。
- 許可を受けた内容を変更して、建築確認申請を行うことはできません。
- 許可条件が付された場合には、その条件を誠実に遵守してください。

### 3 許可後の流れ

許可後の流れは次のとおりです。



#### ※¹工事完了届の提出について

許可を受けた建築物等の工事完了後は、「工事完了届(市規則外様式6)」を提出してください。その後、日程を調整し完了検査を実施します。

#### ※²完了確認について

検査の結果、許可した内容のとおりと確認ができた場合、「完了確認通知書(市規則外様式7)」を交付します。

(注意)

- 建築計画を変更しようとする場合は、各種手続きが必要です。変更内容によって手続きが異なりますので、建築指導課までご相談ください。
- 各条の規定又は許可に付した条件に適合しない場合は、法第9条第1項の規定により、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限等の措置を命ずることとなります。

担当：藤沢市 計画建築部 建築指導課  
TEL：(直通) 0466-50-3539